

# 八王子市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則

平成3年4月12日規則第26号  
最終改正 令和3年6月1日

## (趣旨)

第1条 この規則は、八王子市自転車等の放置の防止に関する条例（平成3年八王子市条例第24号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (放置禁止区域の周知)

第2条 市長は、条例第8条第1項の規定により放置禁止区域を指定し、又は条例第9条第1項の規定により放置禁止区域を変更したときは、当該放置禁止区域内に標識（第1号様式）又は看板等を設置し、当該区域が放置禁止区域であることを周知するものとする。

## (放置禁止区域の指定等の告示事項)

第3条 条例第8条第3項に規定する市規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 放置禁止区域の区域名及び区域図

(2) 放置禁止区域の指定年月日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定は、条例第9条第1項の規定により放置禁止区域を変更し、又はその指定を解除する場合について準用する。

## (放置禁止区域内の放置自転車等の措置)

第4条 市長は、条例第11条第2項の規定により自転車等を撤去しようとするときは、当該自転車等に放置自転車等撤去通告札（第2号様式）を取り付けて、その旨を通告するものとする。

## (放置禁止区域外の放置自転車等の措置)

第5条 市長は、条例第12条第2項の規定により自転車等を撤去しようとするときは、当該自転車等に放置自転車等撤去警告札（第3号様式）を取り付けて、その旨を警告するものとする。

2 条例第12条第2項に規定する市規則で定める期間は、前項に規定する放置自転車等撤去警告札を取り付けた日から起算して3日間とする。ただし、緊急の場合又は市長が必要と認める場合は、この期間を短縮することができる。

## (返還のための措置)

第6条 市長は、条例第11条第2項又は第12条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、その旨を利用者に周知するため、必要と認める場所に次に掲げる事項を記載した看板等を設置するものとする。

(1) 保管場所

(2) 保管期間

(3) 引渡しを受ける方法

(4) 保管期間経過後の自転車等の措置

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、条例第11条第2項又は第12条第2項の規定により自転車等を撤去したときは、当該自転車等の形状その他必要な事項を放置自転車等保管台帳（第4号様式）に登録するとともに当該自転車等の所有者を調査し、その所有者が確認できた場合は、放置自転車等返還通知書（第5号様式）その他の方により、自転車等を引き取るよう当該所有者に通知するものとする。

## (保管期間)

第7条 条例第13条第1項に規定する市規則で定める期間は、同条第2項の規定により告示した日から起算して60日間とする。

(保管の告示事項)

第8条 市長は、条例第13条第1項の規定により撤去した自転車等を保管したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。

(1) 保管期間

(2) 保管場所

(3) 撤去した日

(4) 撤去した場所

(5) 返還場所

(6) 返還期限

(売却の手続等)

第9条 条例第13条第4項に規定する売却は、八王子市契約事務規則（昭和39年八王子市規則第9号）その他の関係法令に定める手続によるものとする。

2 条例第13条第4項に規定する廃棄等の処分は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 廃棄処分

(2) 無償譲渡処分

(3) 再生利用処分

(自転車等の返還手続)

第10条 条例第13条第1項の規定により保管された自転車等の所有者及び利用者（以下の条において「所有者等」という。）は、当該自転車等の返還を受けようとする場合にあっては放置自転車引取申請書（第6号様式）又は放置原動機付自転車引取申請書（第7号様式）を、当該自転車等の売却代金の返還を受けようとする場合にあっては自転車等売却代金返還申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、所有者等は、自転車等の鍵その他所有者等であることを証明するものを持たなければならない。

2 所有者等は、市長が保管している自転車等の返還を受けたときは放置自転車等受取書を、自転車等の売却代金の返還を受けたときは自転車等売却代金受取書を市長に提出しなければならない。

(特定施設の用途の範囲及び施設面積の算出方法)

第11条 条例第16条第3項に規定する特定施設の用途の範囲及び施設面積の算出方法は、別表のとおりとする。

(自転車駐車場設置の協議)

第12条 条例第18条第1項による協議を行おうとする者は、自転車駐車場設置協議申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の協議が終了したときは、協議の申請者に自転車駐車場設置協議結果通知書（第10号様式）を交付するものとする。

(自転車駐車場の設置の届出等)

第13条 条例第22条の規定により、自転車駐車場の設置の届出又は届出事項の変更をしようとする者は、自転車駐車場設置（変更）届出書（第11号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 特定施設の位置図

(2) 特定施設の配置図、各階の平面図、立面図及び断面図

(3) 施設面積の算定表

(4) 自転車駐車場の平面図及び位置図

2 前項の自転車駐車場の構造について、条例第20条第2項ただし書に規定する市長の認定を受けようとする者は、自転車駐車場構造認定申請書（第12号様式）に、当該自転車駐車場の構造図を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、自転車駐車場設置（変更）届出書の提出があったときは、その内容を審査し、条例第16条又は第17条及び第20条の規定に適合すると認めたときは、届け出た者

に自転車駐車場設置（変更）届審査完了通知書（第13号様式）により通知するものとする。

- 4 市長は、自転車駐車場構造認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、条例第20条第1項の規定に適合すると認めたときは、申請した者に自転車駐車場構造認定書（第14号様式）を交付するものとする。

（建築確認申請時の添付書類）

第14条 条例第16条に規定する特定施設の新築をしようとする者及び条例第17条に規定する特定施設の施設面積を増加しようとする者（以下「設置者」という。）は、当該建築物について建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項に規定する確認の申請書又は第18条第2項に規定する通知に係る建築物の計画通知書を提出する際に、自転車駐車場設置協議結果通知書、前条第1項各号に掲げる書類、自転車駐車場の構造図、自転車駐車場設置（変更）届審査完了通知書及び自転車駐車場構造認定書を添付しなければならない。

（自転車駐車場の設置完了届等）

第15条 第13条第1項の規定による自転車駐車場の設置の届出又は届出事項の変更をした者が、その設置又はその施設の変更を完了したときは、速やかに自転車駐車場設置完了届（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、自転車駐車場設置完了届が提出されたときは、自転車駐車場の検査を行うものとする。
- 3 市長は、前項の検査をしたときは、自転車駐車場設置検査結果通知書（第16号様式）を交付するものとする。
- 4 設置者は、当該建築物について建築基準法第7条第1項若しくは第7条の2第1項に規定する検査の申請又は第18条第14項に規定する通知の際に、自転車駐車場設置検査結果通知書を提出しなければならない。

（身分証明書）

第16条 条例第25条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第17号様式）によるものとする。

（警告及び勧告）

第17条 条例第26条第1項の規定による警告は、警告書（第18号様式）により行うものとする。

- 2 条例第26条第2項の規定による勧告は、勧告書（第19号様式）により行うものとする。

（公表）

第18条 条例第27条第1項の市規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 勧告を受けた者の住所又は所在地  
（2） 勧告の内容  
（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 条例第27条第1項の規定による公表は、公告、市が発行する広報紙への掲載その他の広く市民に周知する方法により行うものとする。
- 3 市長は、条例第27条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当該意見を述べる機会までに相当な期間をおいて、当該意見を述べる機会を与える者に対し、その旨を通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、書面により意見を述べることができる。

（措置命令書）

第19条 条例第28条の規定による命令は、措置命令書（第20号様式）により行うものとする。

附 則

（略）

別表（第11条関係）

特定施設の区分	特定施設の用途の範囲	施設面積の算出方法
小売店	百貨店、スーパーマーケットその他これらに類する小売店	売場、ショーウィンドー、商品の陳列室、会計場所、案内所、サービスカウンター、休憩室、催事場、現金自動預払機設置室その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
飲食店	喫茶店、レストランその他これらに類する飲食を提供する施設	客席、ショーウィンドー、待合室、会計場所その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
遊技場	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行うための施設その他これらに類する施設	遊技室、景品交換所、案内所、会計場所、販売所その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
銀行その他の金融機関	銀行、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、証券会社、保険会社、消費者金融会社その他これらに類する施設	待合室、応接室、ショーウィンドー、現金自動預払機設置室その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
物品（映画、音楽等の複製物に限る。）を賃貸する事業所	レンタルビデオ店その他これに類する事業所	商品の陳列室、売場、会計場所その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
学習施設	学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校、同法第134条に規定する各種学校、学習塾、語学教室、料理教室、自動車教習所その他これらに類する施設	教室、講堂、実習室、図書室、資料室その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
スポーツ施設	体育館、ボーリング場、ゴルフ練習場、フィットネスクラブその他これらに類する施設	競技場、運動場、練習場、更衣室、浴室、シャワー室、休憩室、観覧席その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
カラオケボックス	カラオケボックスその他これに類する施設	個室、待合室、販売所、会計場所その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
映画館	映画館その他これに類する施設	観客席、待合室、販売所、会計場所その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
病院	病院、診療所その他これらに類する施設	診療施設、検査施設、待合室、販売所、会計場所その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
郵便局	郵便局その他これに類する施設	待合室、応接室、現金自動預払機設置室その他一般の利用に供する部分の床面積の合計
官公署	市役所、税務署、図書館、集会所その他これらに類する施設	待合室、応接室、会議室、集会室、展示室その他一般の利用に供する部分の床面積の合計

\* 第1号様式～第20号様式の掲載は省略